

物品売買契約書

- | | | |
|---|---------|--|
| 1 | 物 品 名 | 令和 8 年度 消防ポンプ自動車（藤枝ポンプ）整備事業 |
| 2 | 仕様（規格） | 別紙仕様書のとおり |
| 3 | 数 量 | 1 台 |
| 4 | 契 約 金 額 | ¥ _____
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥ _____） |
| 5 | 引 渡 期 限 | 令和 9 年 3 月 8 日 |
| 6 | 引 渡 場 所 | 志太広域事務組合志太消防本部 藤枝消防署 |
| 7 | 契約保証金 | 免除（焼津市契約規則第 26 条第 2 項第 号 該当） |
| 8 | 支 払 方 法 | 納品後一括払い（銀行口座振込） |
| 9 | 支 払 時 期 | 請求書受理後 30 日以内 |

上記物品売買の実施について、発注者と受注者とはおのの対等な立場における合意に基づいて、上記事項及び物品売買契約条項を厳守し契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和8年 月 日

発注者 志太広域事務組合
管理者 焼津市長 中野 弘道 (印)

受注者 住所
商号
氏名

(印)

志太広域事務組合物品売買契約条項

(総則)

第1条 発注者及び受注者は、売買契約書記載の物品（以下「契約物品」という。）の売買契約に関し、売買契約書に定めるもののほか、この条項に基づき、売買契約を履行しなければならない。

2 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

3 受注者は、この契約の履行にあたり個人情報を取扱うときは、個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

(確約事項)

第2条 発注者に対し、受注者は、暴力団関係企業等（暴力団又は暴力団員等若しくは暴力団員等と密接な関係を有する者をいう。以下同じ。）でないことを確約する。

(所有権移転)

第3条 物品の所有権は、物品の引渡があった時に、受注者から発注者に移転する。

(検査及び引渡)

第4条 受注者は、発注者の指示に従って約定期限に約定場所に物品を納品するものとし、発注者は物品受領後5日以内に物品の検査をするものとする。

2 物品の引渡は、発注者の検査終了と同時に完了するものとする。

3 第1項の検査によって生じた故障又は検査に要した経費は受注者の負担とする。

4 第1項の検査により合格と認めた時には、発注者は受注者に通知するものとする。

(物品の引取)

第5条 受注者は、不合格又は契約数量を超過した物品及び契約を解除された物品その他発注者から返却し得べき物品を、自己の経費をもって発注者の通知が到達した日から5日以内に引取らなければならない。

(契約不適合責任)

第6条 発注者は、受注者から引渡された目的物が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものであるときは、受注者に対し、目的物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

2 前項の目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものであるときは、発注者は、その不適合を知った時から1年以内にその旨を受注者に通知しなければならない。ただし、契約をもってその期間を伸縮することができる。

(請求及び支払の期限)

第7条 受注者は、第4条第4項の通知を受けた後に支払を請求するものとする。

2 発注者は、受注者から正当な請求書を受理したときから30日以内に契約金を支払わなければならない。

(債権の譲渡)

第8条 受注者は、発注者の書面による承諾を得ない限り、発注者に対する債権を第三者に譲渡又は承継させることができない。

(引渡延滞違約金)

第9条 受注者の責めに帰すべき理由により引渡期限までに物品の引渡が完了しないときは、受注者は契約金額から（当該債務の履行分に相当する金額を控除した額につき、）引渡期限の翌日から引き渡し完了した日までの延滞日数に応じ、当該債務の履行に係る契約の締結日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額の延滞違約金を支払うものとする。

2 延滞違約金が100円未満であるときは、これを徴収しないものとし、100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(契約の解除)

第10条 発注者、受注者いずれか一方がこの契約に違反したときは、その相手方はいつでもこの契約の全部又は一部を解除することができる。

2 発注者は、受注者が暴力団関係企業等であることが認められた場合、何らの催告を要せずに本契約を解除することができる。

3 発注者が、前項の規定により、当該契約を解除した場合には、発注者はこれによる受注者の損害を賠償する責を負わず、また、解除により発注者に障害が生じたときは、受注者はその損害を賠償する。

(不当介入を受けた場合の措置)

第11条 受注者は、暴力団関係企業等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに発注者への報告及び警察への通報を行い、捜査上必要な協力をするものとする。

(合意管轄)

第12条 この契約に関する訴訟については、静岡地方裁判所を管轄裁判所とすることに合意する。

(定めのない事項の処理)

第13条 この契約に定めのない事項については、法令の定めるところによるほか、発注者、受注者双方協議の上処理するものとする。

(契約の成立)

第 14 条 この契約は仮契約であり、志太広域事務組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 47 年 志太広域事務組合同例第 19 号）第 3 条の規定により、志太広域事務組合議会の議決を経たときに本契約が成立したものとする。

令和 8 年度
消防ポンプ自動車（藤枝ポンプ）
整備事業 仕様書

第1 総則

1 目的

この仕様書は、志太広域事務組合（以下「組合」という。）が令和8年度に購入する消防ポンプ自動車（以下「車両」という。）の仕様について、必要な事項を定める。

2 適応法令

車両は、次に掲げる法令、通達等に適合するものであること。

- (1) 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）
- (2) 道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）
- (3) 緊急消防援助隊設備整備費補助金交付要綱（令和8年4月8日消防消第124号）
- (4) その他の関係する全ての法令、通達等

3 条件

- (1) 車両は、総務省令で定める自主表示対象機械器具等に係る技術上の規格に適合し、かつ道路運送車両法、道路運送車両の保安基準に定める要件等の関係法令、通達及び本仕様の規定する事項全てに適合し、静岡県公安委員会に緊急自動車として承認が得られること。
- (2) 疑義等が生じた場合は、すべて組合の解釈に従うものとする。
- (3) 仕様書に疑義が生じ、変更する必要がある場合は、組合と協議のうえ、変更内容を記載した書面を提出し、承認を得た場合のみ仕様を変更する。

また、新たに組合が指示した事項については、本仕様書と同等の扱いとする。

- (4) 艀装及び車両の移動にあつては事故防止に万全の注意を払い、万一事故が発生した場合は速やかに組合に連絡をするとともに、その被害について一切の責任を受注者が負うこと。
- (5) 本仕様書に明記されていない点は、組合と協議のうえ、決定すること。

4 提出書類

- (1) 受注者は製作に先立ち、次の図書を各2部組合に提出し、承認を受けること。

- ア 製作行程表
- イ 外観5面図
- ウ シャッター内配置図
- エ キャブ内配置図
- オ コンソールボックス配置図
- カ 車体骨組図（タンク含む）
- キ 消防ポンプ関係図
- ク 真空ポンプ関係図
- ケ 動力伝達装置関係図
- コ ポンプ、タンク架装図
- サ 配管図
- シ 電気配線図
- ス 価格内訳表

- (2) 完成車納入時に次の図書を組合に提出すること。

なお、書類は日本語表記とし、A-4 ファイルに綴るとともに、電子記録媒体にデータを保存したものを提出すること。

- ア 車両取扱説明書（3 部）
- イ 艀装関係概要図（3 部）
- ウ 改造自動車等審査結果通知書（3 部）
- エ 自主表示の写し又は受託検査板の写し（3 部）
- オ ポンプ取扱説明書（3 部）
- カ シヤシ諸元明細図（3 部）
- キ キャブ組立図及び骨組図（3 部）
- ク 重量実測表及び転覆角度実測試験表（3 部）
- ケ 車両整備台帳（1 部）
- コ 緊急自動車届出確認書（1 部）
- サ 自動車車検証（1 部）
- シ アフターサービス・メンテナンス体制報告書（3 部）
- ス 資機材取扱説明書（1 部）
- セ 製作工程写真（艀装前後、転覆角度実測・重量測定・悪路、登坂走行試験写真等）（3 部）

5 検査

検査は、本仕様書及び提出書類に基づき次のとおり行う。

- (1) 中間検査の詳細は、組合と協議のうえ決定し、艀装工場において組合職員の立会いのもと実施するものとする。

また、消防用車両の安全基準への適合及び車検前の重量等を確認するため、転覆角度実測試験、重量実測試験並びに悪路及び登坂走行試験を実施するものとする。

なお、受注者は、検査予定日の 1 か月前までに検査申請書を組合に提出すること。

- (2) 完成検査は、全ての艀装、塗装及び装備が完了した時点で組合職員立会いのもと、実施するものとし、納入期限までに補修又は調整ができる期間を設けること。
- (3) 完成検査を受けようとする時は、当該検査の 1 ヶ月前までに検査申請書を組合に提出すること。
- (4) 検査項目は、艀装検査、取付機器検査、付属品検査、機能検査とする。
- (5) 完成検査において不適となった場合は、組合の指示に従い早急に対策を講じ、再検査を受けること。

6 技術指導

受注者は、完成車両納入時又は組合の指定する時期（2 日間）に、無償で機器取扱いの技術指導を行うこと。

7 保証

- (1) 保証期間は、完成車納車後 1 年又はメーカー等で定める期間のいずれか長期の方とし、艀装及び設計等に起因する故障等の不具合が生じた場合は、受注者の責任において無償にて修復等を行うこと。
- (2) 保証期間中、シヤシメーカー規定回数の無償点検を実施すること。詳細実施時期は別途協議すること。

※ 3 ヶ月点検（1,000km 又は 5,000km）無償 オイル交換・交換部品については有償

- (3) 保証期間経過後であっても、設計、製作、材料等の不良により不備が生じた場合は、速やかに改

善し、これらに要する費用は受注者が負担すること。

- (4) 車両納入後、障害が発生した場合には、車両メンテナンスに精通した技術者を派遣し、必要に応じて当該車両を移動させ修理する等、長期にわたり適切かつ迅速に対応すること。
- (5) 車両整備上必要な部品は、納入後 15 年以上確保し、組合から要求があれば迅速に供給できること。

8 費用負担

- (1) 車両の廃車解体処分料金、完成車両の回送費用、試験及び技術指導等に関する費用、その他納入までの必要経費については、全て受注者が負担すること。
- (2) 自動車損害賠償責任保険、重量税、リサイクル料については、組合が負担する。

9 廃車車両

車両の廃車に伴う取扱いは、以下のとおりとする。

- (1) 対象車両
初年度登録：平成 19 年 3 月
車両番号：静岡 830 は 119
車 名：日野
車台番号：GX7JGW-10253
型 式：ADG-GX7JGWA 改
走行距離：61,483km（令和 8 年 4 月現在）
- (2) 抹消登録証明書（写）を提出すること。
- (3) 抹消手続きは、名義変更と一時抹消届を同時申請すること。
- (4) 組合名義で加入した自賠責保険料及び重量税の返金がある場合は、事務手続き実施後、返金すること。
- (5) 車両を受領した日から一週間以内に、一時抹消登録を行うこととし、当該車両に関して第三者との紛争又は裁判の提起を受けても組合は一切の責任を負わない。
- (6) 車両を解体処分した際は、必ずリサイクルマニフェストを提出すること。
- (7) 緊急自動車届出確認書を静岡県公安委員会へ返納すること。
- (8) 廃車車両について変更の必要があるときは、組合と協議し決定すること。

10 納期

- (1) 納入期限 令和 9 年 3 月 8 日（月）
- (2) 納入場所 志太広域事務組合志太消防本部藤枝消防署（藤枝市稲川 200-1）
- (3) 車両及び装備品は、全て規格検査に合格したものを納入すること。
- (4) 車両納入時は、車体を洗浄し燃料を満タンとすること。

第2 シャシ規格

1 シャシの条件

- (1) 2026 年以降に製造された消防専用シャシとすること。
- (2) 積載品等の荷重による局所的な変形を生じないこと。
- (3) フレーム、スプリング、アクセル等の機械的な部分は、火災、その他の災害現場での全負荷運転に耐えることができること。
- (4) 平成 28 年ディーゼル重量車排出ガス規制に適合したものとすること。

2 シャシの形状等 日野 デュトロ (XZU686)

次に掲げる要件と同等のものとすること。

- | | |
|---------------|-------------------------------|
| (1) シャシの形式 | 中型 3 トン級シャシ (ハイルーフ) |
| (2) キャビンの形式 | ダブルキャビン型 4 扉式 |
| (3) 全長 | 概ね 5,800mm |
| (4) 全幅 | 概ね 1,920mm |
| (5) 全高 | 概ね 3,000mm |
| (6) ホイルベース | 2,000mm 以上 3,000 mm未満 |
| (7) 乗車定員 | 5 名 |
| (8) トランスミッション | AT 車 |
| (9) 燃料タンク | 68 リッター以上 (数量等を明記) |
| (10) 駆動方式 | 4 輪駆動方式 (切換方式) |
| (11) 車両総重量 | 改造対応 7,300 kg 以下 (許可軸荷重 : kg) |

3 使用材料及び部品の規格

- (1) 全て新品製品又は新品部品のものを使用すること。
- (2) 特に指示するものを除き、日本産業規格及び国際標準規格に適合するものを使用すること。
- (3) プラスチック類は、全て難燃性以上のものを使用すること。
- (4) 注液栓開放及びバッテリーの取外しなく接続できる充電器を設けること。
なお、電子回路が充電量を監視し、充電中でもエンジンを始動することができること。
- (5) バッテリー配線とターミナル接続及び固定は、銅製ターミナルを使用すること。

4 シャシの主要装備

別表第 1 に掲げる諸装置が整備されていること。

5 付属品

別表第 2 のとおりとすること。

別表第 1 主要装備

N o .	装備品名	数量	備考
1	電動ミラー	一式	熱線入り電動リモコンミラー
2	パワーウィンドウ	一式	

N o .	装備品名	数量	備考
3	オールシーズンラジアルタイヤ	一式	アルミホイール付
4	オルタネーター	一式	80A以上
5	サイドバイザー	一式	全ドア（樹脂製）
6	バッテリー	一式	130E-41R
7	サスペンション	一式	フロント（独立懸架式）・リア（車軸式）
8	電動油圧キャブチルト	一式	
9	LED ヘッドライト	一式	L E Dデイルイト付 小糸エッジイルミ S100W
10	LED フォグランプ	一式	
11	LED リヤコンビランプ	一式	日本ボデーパーツ製
12	フロントバンパー100mm張り出し		上面アルミ縞板張り 詳細は別途協議
13	後部側面車幅灯 （LED）		左右各2個 MYSM-L8-RY スモール連動
14	キーレスリモコン	3本	メイン①・スペア②
15	ギラレススノーブレード	一式	
16	右ハンドルパワーステアリング	一式	
17	マルチインフォメーション		
18	エアコン	一式	
19	LED 室内大型蛍光灯	一式	ドア連動型 前2・後2
20	オーバーヘッドコンソール	一式	詳細は別途協議
21	フロント開閉パネル	一式	ボンネット
22	エンジン回転計	一式	
23	油温計	一式	
24	エンジンアワーメーター	一式	
25	手摺	一式	取付箇所は別途協議 (A. B ビラー、フロントガラス上部)
26	バックカメラ	一式	
27	サイドカメラ	一式	左側ミラーステイ ドラレコ連動 ※別途協議
28	全周囲カメラ	一式	アドバンスモニタ
29	バックトーク	一式	運転席～車体後部
30	2.0ETC 車載器（ナビ連動）	一式	パナソニック CN-RA07D（セットアップ済み）
31	カーナビゲーション（ETC 連動）	一式	パナソニック製 CY-ET2505VD （RE シリーズ最新版）
32	ドライブレコーダー	一式	市光工業株式会社 STR-300 バックアイ連動 ※別途協議
33	ABS	一式	
34	艀装メインスイッチ	一式	
35	イモビライザー	一式	

別表第2 付属品

N o .	装備品名	数量	備考
1	予備タイヤ		前後各1本 オールシーズン（アルミホイール） 計2本
2	標準工具セット	一式	
3	フロアーマット	一式	ダブルキャブリアフロアラバーマット含む
4	停止表示板	1	
5	泥除け	一式	
6	車輪止め	一式	4個 ストップロック式
7	スタッドレスタイヤ	一式	ホイール（鉄）付（6本） 1台分
8	自動車用消火器	1本	20型
9	予備ヒューズ	一式	
10	ブースターケーブル	一式	対応品
11	タイヤチェーン	一式	

第3 艀装・架装

1 条件

艀装は、仕様書に適合して製作されるとともに、次の条件を満たした消防車両として、最適な構造及び性能を有しているものであること。

- (1) 堅ろうにして、長期の使用に耐えられるものであること。
- (2) 維持管理が経済的にできるものであること。
- (3) 使用、取扱い上の安全性、操作性を十分に考慮したものであること。
- (4) 清掃、点検、整備及び調整が安全に行えるように考慮すること。
- (5) 総合的な重量軽減及び荷重バランスを考慮のうえ、登録された車両総重量の状態において、十分耐え得るように製作すること。
- (6) 不必要なつなぎ目を施さないこと。
- (7) 車体のつなぎ目はシーラー加工すること。

2 打合せ

契約締結後、製作に先立ち、組合と艀装仕様について協議を行うこと。

3 艀装上の疑義

- (1) 製作にあたり、本仕様書の変更の必要を認めた時は、直ちに組合に連絡し、その指示を受けた後速やかに確認図書を提出し、承認を受けるものとする。
- (2) 工業所有権に関する法令に接触する問題及びその他関係ある問題が発生した場合は、責任を持ち解決すること。

4 使用材料及び部品の規格

- (1) 使用材料及び部品は、全て新品製品又は新品のものを使用すること。
- (2) 車両に使用する材料及び部品は、特に指示するものを除き、日本産業規格及び国際標準規格に適合するものを使用すること。
- (3) プラスチック類は、全て難燃性以上のものを使用すること。

5 外枠

- (1) 骨組はシャシフレームに取付け、側板側に直接負荷をかけないものとする。
 - (2) 骨組をシャシフレームに取付ける場合は、シャシメーカーの要領書に基づき、高強度のボルト締めとすること。
 - (3) 骨組や側板の切断端または溶接部は、バリ等が無いよう丸みをつけること。
 - (4) ボディー上部は、資機材の積載、隊員の乗降、及び三連はしごを架梯した場合に、支障の無い強度のアルミ編板張りとし、可能な限り活動スペースを確保し、できる限り段差のない構造とすること。
 - (5) 積載品を保護するため、ボディー側面を嵩上することとし、嵩上部分の内側には資機材等を固定するステイ等を取付けること。個数、形状、取付位置等は別途協議すること。
 - (6) 車両に設けるシャッターは、アルミ合金製とすること。
 - (7) シャッター及び収納扉には、センサーを取付け、キャビン内で確認ができる構造とすること。
- また、開閉ランプ点灯中にサイドブレーキを解除すると警告ブザーが連動する構造とすること。

(8) 資機材収納部分のレイアウトについては、別途協議すること。

6 ポンプ装置

- (1) アルミ製渦巻き型ポンプ A-2 級とすること。ただし、インペラについては砂利等の混入にも対応できるよう強度、腐食性を考慮し、青銅铸件とすること。
- (2) 総務省令で定める自主表示対象機械器具等に係る技術上の規格等関係法令に適合したものであること。
- (3) 振動や衝撃に耐えられるよう確実に固定すること。
- (4) グランド部はグリスレスのメカニカルシールとし、不凍液、オイルの継ぎ足しも不要な構造とすること。

7 水槽

- (1) 形状は角型防触 FRP 製で、容量は 600L 以下とすること。設置位置については、別途協議すること。
- (2) 水槽の艀装材料の厚さは、3.0mm 以上とする。ただし、上部を通路とするものにあつてはアルミ縞板とすること。
- (3) 水槽は、振動、衝撃等により損傷、緩み等を生じないように車台に固定するとともに、水圧に対して変形及び水漏れのない構造とし、水槽内面は適当と認められる防食加工を施すこと。
- (4) 水槽内部は、容易に清掃が行える構造とすること。
- (5) 水槽には、補給口・水量計・マンホールを開閉しなくとも、水道水が補給できる簡易水栓を助手席側に設けること。
- (6) 水槽上部にマンホールを設け、密閉できる装置とし、下部にはドレンコックを設けること。さらにオーバーフローパイプを設けること。
- (7) 水槽は、ポンプへの補給口及び排水口が設けられ、配管には緩衝装置を施すこと。
- (8) 水槽の受水自動装置として、補給等で生じた圧力を減圧する処置を施すこと。
(東京サイレン製減圧弁 (TS-3050))
- (9) 水槽は、錆びない構造のものとすること。

8 消火泡圧縮空気吐出装置

- (1) 消火泡圧縮空気吐出装置（以下「CAFS 装置」という。）はポンプ装置から送られて来た水を利用し、ポンプ室内に、クラス A 泡消火剤とポンプからの圧力水を混合して圧縮空気により消火泡を発生する装置を設け、操作は左右のポンプ操作装置にて出来ることとすること。装置は、公表性能の保証、品質確保を証明する為に、第三者機関による評定試験に合格した装置とすること。
- (2) 放水口は左右の前方放水口 2 個を使用し、コック操作により容易に泡放射及び水放水の切替可能な配管構造とすることとし、メンテナンスが容易に行えるよう構成部品は国産品とすること。
- (3) 性能は、最大水流量 600L/min 以上、最大空気吐出量 3,200L/min 以上とし、最大泡放水量 3,800L/min 以上とすること。

なお、泡の放水量を確認するための泡流量計を左右のポンプ操作盤液晶ディスプレイ内に設けること。発泡倍率が 6 倍の消火・鎮圧用湿式泡（ウェット泡）と発砲倍率が 20 倍の延焼防止・残火処理用乾式泡（ドライ泡）の 2 種類の泡について泡管鎗を用いることなく吐出可能なものとすること。

- (4) CAFS 装置は、ポンプ装置から高圧力を受けても 1.0MPa に減圧される構造とすること。

泡吐出圧力は、0.3MPa～1.0MPa まで、ポンプ圧力は 0.3MPa～1.5MPa まで無段階調整ができるもの

とし、吐出泡流量はスロットル操作に応じて任意に調整できるものとする。

(5) コンプレッサー

ア オイル循環式コンプレッサーとし、メンテナンスを考慮し国産とすること。

イ スペース確保のため、コンプレッサーと真空ポンプ兼用とすること。

ウ コンプレッサーの異常を警告するブザー等を設けること。

エ コンプレッサーの冷却に使用した水は水槽へ還流できる構造とし、切替えにより、車外にも排出できる構造とすること。

(6) 混合装置

ア 電子式比例混合式とすること。

イ 混合比は、液晶ディスプレイ内で容易に変更可能なこと。なお、混合比の変更は、放水中でも可能であること。

ウ クラス A 泡消火薬剤の原液濃度の設定は 0.3～1.0% で設定可能な構造とし、左右の液晶ディスプレイ内で設定ができること。

エ CAFS 操作時、泡流量に加え、使用水量をポンプ操作液晶ディスプレイ内に表示可能とすること。

オ 泡原液の供給ができなくなった場合、スラッグフロー防止のため、自動的に水のための放射に切り替わる構造とすること。

(7) 泡薬液（クラス A 泡消火薬剤）

ア 泡薬液は、環境保全型のせっけんを主成分とした消火薬剤とし、車内に薬液タンクを設置し、容易に吸引及び補充等が行える構造であること。組合が指示する場所に薬液の種類・液量を明記すること。

イ 薬液タンクにクラス A 泡消火薬剤を満タンで納車すること。

(8) 各操作については、1 枚の操作パネルで操作できる構造とし、誤操作防止の為、CAFS の作動ボタンは、CAFS の切替コックが完全に閉まった後に表示されるようにすること。CAFS の切替コックは CAFS 放射時と水放射時の切り替え時に自動で開閉すること。

(9) CAFS コンプレッサーオイル及びフィルターについては、必要に応じて 3 年間無償で交換すること。

9 真空ポンプ

(1) 真空ポンプは、消火泡圧縮吐出装置のコンプレッサーを兼用するエジェクター方式とすること。

(2) 水等が真空ポンプへ入り込んでも故障しない構造とすること。

(3) 操作は車体両側面に設けた自動揚水装置にて行い、手動操作も可能な構造とすること。

10 ポンプ不凍装置

主ポンプ、真空ポンプ等主要構造部の凍結を防止する構造とすること。

11 ポンプ PT0

油圧多板クラッチ式フライホイール PT0 とし、チェンジレバーが中立の位置で使用できること。

12 駆動装置

(1) 駆動用ポンプレバースイッチは、運転席内及びシャッター内操作盤付近の両方に設けること。

(2) ポンプ回転用スロットルは、車体両側面の計器盤に設け、左右連動とすること。

(3) 真空ポンプクラッチは、油圧多板クラッチ式又は電磁クラッチとすること。

- (4) 真空動作は、規格放水圧力で自動離脱し自動揚水装置付とすること。

13 計器類

- (1) 車体両側面にモニターを取付けること。昼夜に関わらず認識しやすいよう自動調光機能を装備し、高コントラスト比の低反射型硬質パネルとすること。
- (2) 各吐出口ごと流量計及び積算計を設け、流量及び積算量を感知するセンサーは、砂利等が入りにくい位置、構造とすること。
- (3) 車体側面両側に、水量計（ステンレスメモリ付）を取付けること。
 - ア 材料は、アクリル樹脂製とすること。
 - イ 水量計内には、色付浮子を入れるとともに、LED ライトを設け、夜間でも視認性を確保すること。
 - ウ 外部は、ステンレス製の防護用ケースを取付けること。
 - エ 締め付けバルブを設けること。
 - オ 水位が容易に確認できるよう、水量計には目盛りを貼付け、残量を数字で表示すること。
 - カ ディスプレイ内に電子水量計を設け、放水可能時間を表示すること。
- (4) シャッター開閉防水センサーは水損防止及び衝撃防止になるよう施すこと。
- (5) ポンプ圧力を任意に設定し、設定圧力以下になった場合は設定圧まで圧力を上昇させ、設定圧以上になった場合は設定圧まで圧力を下げる自動調圧装置をポンプ操作装置内に設けるとともに、ワンタッチにて解除も可能な構造とすること。
- (6) メンテナンス性向上のため IOT システムを活用し、故障時の遠隔診断が行える機能を備えること。

14 水槽吸水コック

レバーは、スムーズに操作できるとともに十分な強度を有すること。

水槽吸水については、電動コックを使用しポンプ操作装置のディスプレイにて操作可能とすること。非常時は車外よりコック操作が可能なこと。タンク吸水コックが開いている状態で中継コック又は吸水コックを開いた場合、自動的にタンク吸水コックが閉じること。中継コック又は吸水コックを開いている場合はタンク吸水コックが開かないようにし、本インターロックは解除可能なこと。

15 吸水口

車体左側面にボールコック付 75mm の吸水口が設けられ、吸水口には 75mm エルボーを 1 個設けること。

16 吸管

- (1) 車両左側片側吸管とすること。
- (2) 吸管は 75mm 超軽量型とすること。
- (3) シャッター内の床は、水はけの良い構造（スリット）とし、構造については、別途協議すること。
- (4) シャッター開閉センサーは水損防止及び衝撃防止を施すこと。
- (5) 車両上部に 2.5m の吸管 4 本を積載すること。取付位置は別途協議とすること。

17 中継口

- (1) 65mm ボールコック付を左右に取付け、レバーは前方向で開放とすること。
- (2) ストレーナーを設けること。

18 放水口

65mm ボールコック付を左右に 2 個ずつ取付け、レバーは前方向で開放とすること。

19 積水口

- (1) 左右に各 1 個設け、適当な位置にドレンコックを設けること。
- (2) ストレーナーを設けること。
- (3) 65mm メス金具を取付け、差込キャップを設け、差込キャップに水道水で補給出来る水栓を取付けること。

20 冷却水

受注者仕様の冷却水バルブ及びストレーナーを車体右側面に 1 個設けること。

21 ドレンコック

- (1) 配管で溜水の恐れがある箇所にはドレンコックを設けること。ドレンコックは操作しやすい形状のコックとし、取付け位置については別途協議すること。
- (2) ポンプのドレンコックは、ポンプレバーと連動するものであること。

22 車両前部

- (1) 消防章はフロントグリル中央部に取付けること。
- (2) LED 赤色点滅灯を各 1 個ずつ防水加工を施したうえで取付け、サイレンと連動・非連動のスイッチを設けること。取付場所にあっては別途協議すること。(グリル内等)
- (3) デイタイムランプはヘッドライト内蔵型とする。詳細は、別途協議すること。
- (4) バンパー上部のキャブフロントステップは、アルミ縞板で 100 mm 張り出しとすること。詳細は別途協議すること。
- (5) 前後に、耐荷重約 2,000kg のフックを取付けること。

23 車両上部

- (1) 無線アンテナは防水加工を施し取付けること。
- (2) 車両上部は、車体嵩上げ部分と一体となる高さとし、資器材を積み込んだ際にはネット等で落下防止措置を取ること。詳細は別途協議すること。
- (3) フロント上部に LED 散光式警告灯を取付けること。詳細は別途協議すること。
- (4) 車体上部はアルミ縞板張りとし、周囲にボディー同色の側板を嵩上げ艤装し取付け、その部分に組合指示により、耐荷重約 100kg の支持点用の D 環を取付けること。位置、構造については別途協議すること。
- (5) 三連はしご昇降装置を取り付けること。三連はしご収納時かぎ付はしご同時に収納できる構造とし同時昇降可能にすること。
- (6) アルミ縞板製の収納ボックスを 1 個以上取付けること。大きさ及び取付け位置等、詳細は別途協議すること。
- (7) キャブ天井部は FRP 製ハイルーフ型とし、前方に散光式警光灯、モーターサイレンを、側面に標識灯及び長尺 LED 作業灯を埋め込み式で堅固に取り付けること。後席室内高 1,600mm 以上、前席室内高（運転席及び助手席の座高）は 1,250mm 以上を確保し、キャブ内部の高さを最大限に活用でき

る構造にすること。詳細は、別途協議すること。キャブ内中央上部及び後部に小物入れ用収納棚（パンチング仕様）を設けること。手前には脱落防止用のゴム製ネットを設ける。

また、前席上部左右に小物が収納可能なスペース（落下防止ゴム付）を設けること。

24 車両内部

- (1) 全席にワンタッチ式シートベルト（シャシメーカー純正品）を取付け、全座席に防汚シートカバーを取付けること。
- (2) クラクションでイエल्पサイレンスイッチ（電子サイレン）を連動することとし、イエल्पサイレン使用時に、通常使用するサイレン音が停止しない構造とすること。
- (3) 隊長席及び運転席から操作し易い位置にモーターサイレンのスイッチを取付けること。
- (4) 操作しやすい位置に無線機及び機能集中型操作スイッチを設け、サイレンアンプ等の電気機器、スイッチ類、常時充電可能な携帯無線充電アダプター（デジタル無線用 1 器・400MHz 用 1 器）と携帯無線（3 機）、100V コンセント（カバー付 DC-AC インバータ約 1,000W）が収納できるボックスを取付け、車外にもコンセントを設けること。取付位置については、別途協議すること。

※コンセント位置は別途協議

- (5) キャブ内にトランジスタメガホン 1 個を容易に脱着可能な構造で取付けること。詳細は別途打合せすること。
- (6) 後部背面はボストロム製 3 席取付けとし、空気呼吸器取付け装置を 3 基、隊長席背面に 1 基取付け、着座したまま呼吸器が着装できるよう配慮すること。又、足元部分は可能な限り広くすること。（前後可動式であること）詳細については別途協議すること。ガタツキ防止のためゴム材の熱で溶けない素材の敷板を取付けること。詳細は別途協議すること。
- (7) 後部の空気呼吸器積載部付近にステンレス製の棚及び天井にネット（パンチングボード）等を取付け、呼吸器上部に棚を設けること。

なお、機材を収容した時に落下しないように前側にステイを設けることとし、可能な限りパンチングボードを施し、構造及び取付け位置については、別途協議すること。

- (8) 後面ガラスを設ける場合は内側に保護枠を設けること。
- (9) 座席下に出し入れが容易な構造の収納スペースを設けること。構造については、別途協議すること。
- (10) キャブ内に地図ボックス、無線機収納ボックスを設け、可能な限りパンチングボードを施すこと。取付場所にあっては別途協議すること。
- (11) AVM 装置を座席中央付近に取付け、装置に必要な配線を施すこと。取付け位置については別途協議すること。
- (12) 各呼吸器取付け装置付近に面体を容易に掛けやすいように面体用フックを各 1 個ずつ（計 4 個）取付けること。詳細は別途協議すること。
- (13) キャビン内天井にルーフネット（パンチングボード等）を取付けること。個数、大きさ及び取付け位置は別途協議すること。
- (14) 座席上部の左右に照明（アクセサリースイッチ連動 LED 室内灯）を取付けること。
- (15) 室内天井中央部分に大型の LED 照明（収納棚）及び室内スピーカーを取付けること。スピーカー取付け位置・収納棚の仕様については別途協議すること。
- (16) 座席後部のスペースには床張りを施し、収納スペースを設けること。詳細については別途協議すること。

- (17) 適当な位置に ETC（分離型）を取付け、セットアップ完了した状態にすること。詳細については別途協議すること。
- (18) エンジン熱がキャビン内に伝わらないよう、断熱材等により処理を施すこと。

25 車体側面及び後部

- (1) 車体左右はアルミローラーシャッターで覆い、その側面上部にボディーと同色の側板を嵩上げし取付けること。可能な限り収納を設けること。構造等については、別途協議すること。
- (2) 車体側面後部に収納庫を取付けること。棚、扉等の大きさ及び数、棚内の区分けについては別途協議すること。
また、扉は開閉時ステップとなる構造とし周囲からの視認性に配慮すること。
※詳細については、別途協議
- (3) 左右リヤフェンダーはカバーを取付けること。
- (4) 車両後部に上部昇降用のアルミ製はしごを取付けること。
- (5) 左右のポンプ操作盤シャッター内に埋め込み式で無線及び AVM 操作ボックスを取付けること。
また、脱着式の用品掛けを設け可能な限りパンチングボードを取り付けること。個数、大きさ及び取付位置は別途協議すること。
- (6) 嵩上げた左右側面に、赤色点滅灯を各 2 灯保護枠なし、後部面保護枠付きに 2 灯取付けること。
取付けは埋込式で、取付位置については別途協議すること。
- (7) 車両後部にアルミシャッターを設け落下防止策を施すこと。大きさ及び中の区分けについては別途協議すること。
- (8) 車体後部の適当な位置に、バックミラー連動式のバックアイカメラを取付けること。
- (9) 車両キャビン付近に車輪止めを収納する受け金具を取付け、落下防止策を施すこと。
- (10) 車体外部に外部スピーカーを設けること。取付け位置については別途協議すること。
- (11) 三連梯子昇降装置にトビロ 2 本を取り付ける金具を設け、落下防止策を施すこと。

26 照明装置

- (1) 車体の取り付け可能な位置に、佐藤工業フラッシュボーイ LED（SP-Q28SW）・フラッシュボーイポール LED を 2 箇所取付けること。
なお、当該機器については同等品を可とし、詳細については別途協議すること。
- (2) 車両側面嵩上げ部分、シャッター内、車両後部及びタイヤハウス内に LED 照明を取り付けること。
側面嵩上げ部分及び車両後部の照明は、キャブ内及び車外のスイッチにより操作できる構造とすること。
タイヤハウス内の照明は、キャブ内のスイッチにより操作できる構造とすること。
また、シャッター内の照明は、センサー感知により自動で点灯及び消灯する構造とすること。
なお、取付位置については別途協議の上、決定すること。
- (3) 座席昇降ステップ付近に照明（LED フットランプ）を取付けること。詳細は別途協議すること。

27 積載はしご

- (1) アルミ製三連はしご（1 梯）・鍵付はしご（1 梯）を取付けられる構造とする。詳細については別途協議すること。
- (2) 夜間使用時の安全を確保のため、必要な箇所に蛍光反射テープを取付けること。取付け場所は別途協議すること。

- (3) 駆動方式は、手動式とし、後部斜降型とすること。隊員が地上で取り外しが容易な構造とすること。

28 車載無線機及びAVM車両端末装置

- (1) デジタル車載無線機一式の設置等については、別途業者により実施するものとする。
なお、設置及び配線等において連携が必要となる箇所については、関係業者と綿密に協議のうえ、使用に支障のない構造とすること。
- (2) AVM車両端末装置一式を組合の指示する業者と連携して取付け、システムのセットアップを行うこと。詳細については別途協議すること。
- (3) AVM車両端末装置一式は組合支給品とする。
- (4) 車両ボディー左右に専用ボックスを設け、AVM子局操作盤を取り付けること。また、無線機外部用送受話器を設置できる構造とすること。

29 塗装及び記入文字

- (1) 車両の鋼材部分は錆落しのうえ、プライマー、パテ、サフェーサにより下地処理を行い、充分乾燥させ赤色ウレタン塗装により3回以上の塗装を行うこと。塗料はVOC（揮発性有機溶剤）削減、環境負荷物質（鉛など）を一切含んでいない等の環境を考慮したハイソリッドウレタン塗料を使用すること。
- (2) ポンプ室及び収納庫のシャッターは、ボディーと同色とすること。
- (3) ポンプ室及びボックス内は、シルバーとすること。可能な限りパンチングボードを取り付けること。
- (4) 車両周囲、上面及び標識灯に指定の文字を記入すること。別表第5に掲げるものとし、詳細については別途協議すること。

30 その他の灯火

- (1) 各計器の設置箇所、ボックス内、ポンプ室、ステップ、タイヤハウス内等、必要な箇所にLED照明を取付けること。スイッチは容易に操作できる位置又は操作盤ボックスに取付けること。
- (2) 後輪前に路肩灯（LED）を1灯ずつ取付けること。
- (3) 各シャッター内の照明は、シャッター開閉時にセンサー感知により点灯すること。

31 名称板

名称板の取付けは、機器の操作の表示及び法規により取付けを義務付けられるものとする。

- (1) スイッチ類（ON/OFF）
- (2) 水槽類（車両後部に積載物品名（水・積載量・積載重量を表記）
- (3) その他（計器、バルブ、コック、レバー、各部名称、開閉方向矢印、開閉順序番号等）

32 取付品

別表第3に掲げるものとし、落下防止対策を施すこと。

33 付属品

別表第4に掲げるものとする。

別表第3〈艀装取付品〉

番号	品 名	数量	摘 要
1	赤色警告灯	一式	ビルトイン型 LED 大阪サイレン MRA-B310
2	赤色警告灯(フロント)	2	TLMICR
3	赤色警告灯(側部)埋込式	4	大阪サイレン スーパーフラッシュ LFA-300
4	赤色警告灯(後部)保護棒付	2	大阪サイレン スーパーフラッシュ LFA-300
5	電子サイレン	一式	大阪サイレン TSK-D152Y サイレン・警鐘・音声合成装置搭載型・10 連スイッチ連動 イエルプモデル (オプション) メッセージ: 別途協議
6	後退警報器	1	音声式 減音雑音 スモール減音 ON/OFF スイッチ
7	無線電話装置	一式	
8	車外無線送話機取出口	一式	・スピーカー(左右ポンプ室内) ・送受信機(モニターシャッター内)
9	照明灯	2	フラッシュボーイ (LED NEXT RDB15) ※同等品可
10	側面補助警告灯 (LED 長尺式)	6	・MYSW-L600H-W : 左右各 1 個 ・MYSW-L880H-W : 左右各 2 個
11	後部作業灯	2	大阪サイレン LIA-300
12	後輪照明灯	2	20W 以上 LED PY-9268RR
13	路肩灯	2	LED MYSR-L9-W
14	モニターボックス内照明灯	2	MYSB-L9-W (両側: 各 1) LED 同等品 個数要検討
	速消 BOX 内照明灯	4	MYSB-L9-W 両側面 10W 以上 LED
15	中央ボックス内照明灯 (資機材収納部)	4	MYSB-L9-W 両側面 10W 以上 LED 個数要検討
		2	MYSB-L9-W (両側: 各 1) LED 同等品 個数要検討
16	吸管ボックス内照明灯	2	MYSB-L9-W (両側: 各 1) LED 同等品
17	後部収納ボックス内照明灯	2	MYSB-L9-W LED 同等品
18	後部座席昇降ステップの照明	2	MYSB-L9-W LED 同等品
19	機能集中型操作スイッチ	一式	(大阪サイレン SBW-D1) 詳細については別途協議 10 連スイッチ
20	三連梯子昇降装置	1	手動式 鍵付き梯子固定装置
21	ポンプ	一式	コンプレッサー兼用エジェクター式真空ポンプ (CAFS)
22	液晶操作モニター	2	安全機能付操作盤 水泡切替操作機能内蔵
23	コンセント(開閉式カバー付)	5	100V 用防水型(車内 1、キャビン・ボディー間 2、後部中央シャッター内 1、 右後部シャッター内 1)
24	空気呼吸器固定装置	3	幅広マジックバンド式 (後部席 3 個)
25	空気呼吸器付近棚	一式	支柱、ネット等詳細については別途協議
26	車両用シャッター	5	MCD 社 手動式バーシャッター
27	消防章	1	約 150 mm
28	ポンプ点検口	1	車両前部 (天板)
29	泥除け用ゴム製	4	各車輪
30	水圧開錠ノズル用受け	2	別途協議 左側吸管巻き内 2 口取付
31	とび口受け	2	別途協議 梯子昇降装置側面

番号	品 名	数量	摘 要
32	キャブフロントステップ	1	アルミ縞板（ロングタイプ）100 mm張り出し 詳細別途協議
33	室内スピーカー	1	キャブ内天井中央 取付場所別途協議
34	拡声器収納ボックス	1	中央BOX付近 取付場所別途協議
35	モーターサイレンスイッチ	1	大阪サイレン付属 取付場所別途協議
36	車両上部昇降梯子	1	車両後部1（折り畳み式）
37	車両側面上部板（左右・後部）	2	艀装でボディー同色塗装
38	車両側部ウィンカー	2	
39	後部呼吸器下部収納ボックス	一式	
40	スタンドパイプ受け	1	取付金具含む 取付場所別途協議
41	室内灯	1	LED 前席：MYSI-L9-W 後席：MYSI-L28-W
42	車体上部ボックス	1	VB/VS 収納2100mm 取付場所別途協議
43	バッテリーカバー	1	艀装上、露出した場合取付けること
44	管そう受け	2	ヨネ製 後部ボックス右側
45	泡原液	5	マルチエース（20L 缶）※タンク満タン+5缶

別表第4 〈付属品〉

番号	品 名	数量	摘 要
1	吸 管	1	LF-RS 最新型超軽量吸管・軽合金接手付
2	棒吸管	4	別途協議 LF-RS 2.5m
3	吸口ストレーナー	2	
4	吸管ストレーナー	2	ポリストレーナー 75mm 伸介媒介付き（まちの式）
5	吸管ちりよけ籠	2	ポリプロピレン製 75mm ※別表第4 No.4、5、7セット
6	吸管まくら木	2	特殊ゴム製吸管枕木 ダブルエス・パッド
7	吸管ロープ	2	吸管ガイドロープ（フックなし、ポリプロピレン）岩崎製作所
8	消火栓媒介金具	2	75mm メスネジ×65mm 差入メス（アルミ合金）超軽量
9	消火栓開閉金具（1,000mm）	一式	軸長を20cm長くする（スタンドパイプに当たらない 様にする） 取付金具含む（取付場所：別途協議）
10	吸管スパナ	2	吸管室内に取付ける
11	手かぎ	2	つめ大 取り付け金具含む
12	T 型ハンドル	2	取付け金具を含む
13	CAFS 用ノズル	2	フリップチッププラスノズルN40FT-S タービンティース
14	ホース 65 mm	13	使用圧力1.6Mpa 以上 オレンジ4・ピンク2・紫2・赤3・黄2・緑2
15	ホース 40 mm	13	ダブルジャケット 使用圧力2.0Mpa 以上 ピンク2・紫2・赤2・黄2・緑2
16	65 mmホースバッグ	2	65mm ホースバッグII G50-65×2（FSJAPAN）
17	40 mmホースバッグ	1	40mmホースバッグI G40（FSJAPAN）
18	ホースバンド	2	QH-1 肩掛けバンド付き

番号	品名	数量	摘要
19	ホースカー	1	電動アシスト付き MHEC-01 (オプション LED 照明付き)
20	ホース漏水止め	5	ホースシテージ HB-100
21	分岐管	2	岩崎製作所給水イワマチマルチ双口 (21IMSSM654A)
22	ストップバルブ	2	
23	仲介金具	各 1	65mm 差込オス×65mm 差込オス・65mm 差込メス×65mm 差込メス (アルミ合金)
24	仲介金具	各 2	65mm メス×40mm 差込オス (アルミ合金)
25	ホースブリッジ	2	02RV310R リバーシブルブリッジ (2 個 1 組)
26	マルチ消火栓 BOX	1	取付け金具含む (取付け場所:別添協議) 岩崎製作所 MH75 型キーハンドル
27	誘導灯ライト	2	TR-LE450 R5. 10. 16
28	携帯ライト	4	ストリームライト/サバイバー-X イエロー
29	LED 防水ライト	3	GENTOS UT-618R
30	とび口	2	柄:木製品
31	金てこ	1	ちょーかるバラシパールゴム巻き 900mm
32	トップマンとび	2	ケース付き
33	ハリガンツール	1	30 インチ NUPLA
34	レスキューアックス	各 1	ハンマー・アックス・L パール (各 1 個) 小山刃物製作所 C-13 モクバ スクレッパパール 750 千吉 グラスファイバー柄アックス 700mm オーエッチ工業 ライトンセットウハンマー SH-11LT 1. 1kg
35	レスキューツール	1	オグラ BC-300X (充電器・予備バッテリー・ケース)
36	三連梯子	1	関東梯子 KHFL-CT87 (チタン表引き)
37	縛帯	1	被災者吊上げベルト R-N430 藤井電工
38	ソウンスリング	2	ライズ オープンスリング 120cm (レッド)
39	エッジパット	1	レスキュージャパン エッジパット
40	スローバッグ	1	モンベル スタティックスローロープ 25m イエロー
41	剣先スコップ	1	パイプ柄丸型ショベル 取付金具含む 取付場所別添協議
42	空気呼吸器	4	Drager PSS AirBoss Active HA (拡声器付き面体4個付き)
43	携帯警報器	4	ドレーゲルボディガード 1000
44	ポンプ工具	一式	
45	工具箱	一式	FSRC-60
46	車両用充電器	一式	ずばら充電器及びマグネットスイッチ
47	ウォーキングメジャー	1	EM04
48	車両用グリス	1	補給用
49	消火器	1	自動車用 (ABC 粉末10 型)
50	マキタ充電式パワーカッタ	1	CE004GZ (バッテリー BLA080F 付き)
51	マキタ 充電式パワーカッタ替え刃	2	A-51035 (ダイヤモンドホイール)
52	マキタ 充電式レシプロソー	1	JR002GRDX (バッテリー BLA025×2・充電器DC40RA・ケース付き)

番号	品 名	数量	摘 要
53	マキタ レシプロソーブレード(替え刃)	各 1	A-57984 A-58001 A-57956 A-57978
54	マキタ 充電式チェンソー	1	MUC019GZ1 (バッテリー BLA080F 付き)
55	マキタ チェンソー替え刃	2	A-72768 (チェーン形式80TXL-51E ゲージ圧1.1mm ピッチ数0.325”)
56	マキタ パワースーツキット XGT10	1	A-74809 (バッテリー BLA080F×2・充電器・ケース付き)
57	CAFS 用消泡剤	1	900g×6本入り
58	BENRI CAP	1	392-111 給水栓付き町野メスキャップ (RISE)
59	ステンレスコイルホース	1	397-801 (RISE)
60	レーザー距離計	1	マキタ LD050P
61	デジタルカメラ	1	OM SYSTEM Tough TG-7
62	スタンドパイプ (PS-65)	1	PS-65・800
63	耐電手袋	4	三恵工業(株) PW300
64	かぎ付きはしご	1	1 連梯子 : KHFL-TOT31
65	隊員用ベスト	4	Boons アラミ ドベスト BN-1 (FSJAPAN)
66	可搬ポンプ	1	VE20AS ※同等品可
67	外部給電器	1	EV パワー・ステーション「パワー・ムーバー®」VPS-4C1A
68	バイアスロン クイックイージー	1	235/60R18
69	ティッシュホルダー	2	マグネット式
70	サーキュレータ	1	PCF-SM122-H
71	ノズル クールファイターノズル NW-66CF グリップ無管そう取付	2	組合が現在使用中のものを載せかえして使用する
72	クアドラフォグノズル	2	組合が現在使用中のものを載せかえして使用する
73	ロープ 10m・20m・30m	各 1	組合が現在使用中のものを載せかえして使用する
74	ロープ小綱白	4	組合が現在使用中のものを載せかえして使用する
75	ゼンリン地図 4 種類	各 1	組合が現在使用中のものを載せかえして使用する
76	ブルーシート	2	組合が現在使用中のものを載せかえして使用する
77	ドグロス	1	組合が現在使用中のものを載せかえして使用する
78	吸管控え綱	2	組合が現在使用中のものを載せかえして使用する
79	ボール	1	組合が現在使用中のものを載せかえして使用する
80	メジャー	1	組合が現在使用中のものを載せかえして使用する
81	ストレーナー (ディスク)	1	組合が現在使用中のものを載せかえして使用する
82	セーフティーコーン	2	組合が現在使用中のものを載せかえして使用する
83	スローバッグ	1	組合が現在使用中のものを載せかえして使用する
84	拡声器	1	組合が現在使用中のものを載せかえして使用する
85	救急バッグ	一式	組合が現在使用中のものを載せかえして使用する
86	大カラビナ	2	組合が現在使用中のものを載せかえして使用する
87	安全帯	4	組合が現在使用中のものを載せかえして使用する

番号	品 名	数量	摘 要
88	ストレートノズル (20・23)	各 1	組合が現在使用中のものを載せかえて使用する
89	救命胴衣 (PFD)	4	組合が現在使用中のものを載せかえて使用する

別表第5 〈記入文字〉 図面 (デザイン) 掲示

No.	位 置	内 容
1	キャブ前部左側	① 文字 <u>藤 P</u> ② 書体 丸ゴシック ③ 字色 白色 ④ 寸法 適正寸法
2	キャブ前部左右ドア下部	① 文字 <u>藤 P</u> ② 書体 丸ゴシック ③ 字色 白色 ④ 寸法 適正寸法
3	キャブ前部左右ドア中央部	① 文字 <u>志太広域事務組合 志太消防本部 (2 段書)</u> ② 書体 丸ゴシック ③ 字色 白色 ④ 寸法 適正寸法
4	キャブ上部 (対空表示)	① 文字 <u>静岡県 藤 P (2 段書)</u> ② 書体 丸ゴシック ③ 字色 白色 ④ 寸法 適正寸法
5	標識灯 (赤色警告灯に記入)	① 文字 <u>藤枝署</u> ② 書体 丸ゴシック ③ 字色 白色 ④ 寸法 適正寸法
6	車体左右中央部	① 文字 <u>志太消防本部エンブレム SHIDA FIRE DEPT (2 段書)</u> ② 書体 丸ゴシック ③ 字色 白色 ④ 寸法 適正寸法
7	車体左右上部	① 文字 <u>C A F S</u> ② 書体 丸ゴシック ③ 字色 白色 ④ 寸法 適正寸法
8	車体後部中央部	① 文字 <u>志太広域事務組合 志太消防本部 (2 段書)</u> ② 書体 丸ゴシック ③ 字色 白色 ④ 寸法 適正寸法
9	その他	組合が指示する車両部分及び資機材等に文字を記入すること。 記入文字については別途協議すること。 「志太消防」くり抜き、白、黒シールを用意

※ 上部仕様を基本とし、詳細にあつては別途協議すること。

入札書

- 1 入札番号 第36号
- 2 件 名 令和8年度 消防ポンプ自動車(藤枝ポンプ)整備事業
- 3 履行場所 藤枝市稲川200-1
志太消防本部 藤枝消防署

上記の件について、志太広域事務組合競争契約入札心得を承諾の上、下記の金額で請負いたいのので、申し込みます。

入札金額

拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円

(消費税抜)

令和 年 月 日

発注者 志太広域事務組合
管理者 焼津市長 中野 弘道 様

住 所

入札者 商 号

氏 名

印

- 1 入札書は、入札1件ごとに2枚用意してください。
- 2 入札書には、入札番号、件名、入札金額、入札日、入札者の住所・商号・代表者職氏名を必ず明記し、社印・代表者印を押印してください。
- 3 代理人が入札を行う場合には、入札者の住所・商号、代表者職氏名を記入のうえ、下に代理人の記名・押印をしてください。この場合、社印・代表者印の押印は不要です。
- 4 代理人は、「委任状」を持参してください。
- 5 代理人の印は、委任状と同一の印でなければなりません。

記載例

入 札 書

1 入札番号 第 〇〇 号

2 件 名 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

3 履行場所 〇〇〇〇〇〇〇〇〇

入札金額は消費税額を除いた金額を記入。
「¥」マークも記入する。

上記の件について、志太広域事務組合競争契約の心得を承諾の上、下記の金額で請負いたいのので、申し込みます。

入札金額

拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円
			¥	1	2	3	0	0	0

(消費税抜)

入札日を記入する。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

発注者 志太広域事務組合
管理者 焼津市長 中野 弘道 様

会社名・代表者職氏名は必ず明記し、社印・代表者印をする。
ただし、代理人が入札を行う場合は、押印のみ不要です。

住 所 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

入札者 商号又は名称 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

代表者氏名 〇〇 〇〇〇〇 印

代理人が入札する場合は、必ず代理人の記名・押印をする。
この場合、会社名・代表者職氏名は必ず明記し、社印・代表者印の押印は不要です。

代理人 〇〇〇〇

委任状
と同一の
印鑑で

令和 年 月 日

志太広域事務組合
管理者 焼津市長 中野 弘道 様

所在地
委任者 商 号
氏 名 印

委 任 状

下記の件につき、 を代理人と定め、入札及び見積りに関する一切の権限を委任します。

記

- 1 入札（見積）番号 第 36 号
- 2 件 名 令和 8 年度 消防ポンプ自動車（藤枝ポンプ）整備事業

代理人使用印鑑

※ 代理人により入札又は見積りを行う場合は、この委任状を提出すること。その際、代理人氏名、入札番号、件名を記入するとともに、代理人使用印鑑を必ず押印すること。

※ 代理人使用印鑑は、委任状と入札書又は見積書の印鑑と一致すること。

※ 記載事項等が整っていれば、当様式に準じた様式でもかまいません。

委任状 作成例

年 月 日

入札日を記入

志太広域事務組合

管理者 ○○市長 ○○ ○○ 様

所在地、商号、代表者の職氏名を記名押印

所在地 ○○県○○市○○番地○○

委任者 商 号 (株)○○○○○

氏 名 代表取締役 ○○ ○○

印

委 任 状

代理人の氏名を記入する

下記の件につき、 ○○ ○○ を代理人と定め、入札及び見積りに関する一切の権限を委任します。

記

1 入札（見積）番号 第○号

2 件 名 ○○○○○○○○○○○

代理人使用印鑑を押印する

代理人使用印鑑

印

※ 代理人により入札又は見積りを行う場合は、この委任状を提出すること。その際、代理人氏名、入札番号、件名を記入するとともに、代理人使用印鑑を必ず押印すること。

※ 代理人使用印鑑は、委任状と入札書又は見積書の印鑑と一致すること。

※ 記載事項等が整っていれば、当様式に準じた様式でもかまいません。